

健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を図るため、平成二十五年度及び平成二十六年年度について、平成二十二年
度から平成二十四年度までと同様に、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率を引き上げるこ
と及び被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担とする
こと等の措置を講ずること。

第二 健康保険法の一部改正

一 健康保険の保険給付に関する事項

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象となら
ない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすること。（健康保険法第一条及
び第五十三条の二関係）

二 厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会（以下「協会」という。）への委任に関する事項

厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任すること。

(健康保険法第二百四条の七及び第二百四条の八関係)

三 国庫補助の特例に関する事項

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成二十五年度及び平成二十六年年度においては、千分の百六十四とすること。(健康保険法附則第五条の三関係)

四 準備金の特例に関する事項

協会の準備金について、平成二十五年度及び平成二十六年年度においては、積み立てることを要しないこととする。(健康保険法附則第八条の五関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 船員保険法の一部改正

一 厚生労働大臣の権限に係る事務の協会への委任に関する事項

厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任すること。(

船員保険法第五十三條の六の二及び第五十三條の六の三関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

一 後期高齢者支援金の額の算定の特例等に関する事項

平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けること。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の二から第十三条の五の五まで、附則第十四条の五及び第十四条の六関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 国民健康保険法の一部を改正する法律の一部改正

一 国民健康保険組合に対する補助に関する事項

平成二十五年度及び平成二十六年年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとする。 （国民健康保険法附則第二十

二条の二関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成三十二年三月三十一日までの間に延長すること。(

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十一条関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第一条関係)

1 第七の四及び第七の五 公布の日

2 第二の一及び第二の一に関する経過措置 平成二十五年十月一日

二 検討

政府は、協会が管掌する健康保険に対する国庫補助率について、協会が管掌する健康保険の財政状況

、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 経過措置

所要の経過措置を設けること。（附則第三条関係）

四 関係法律の整備

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第四条関係）

五 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。こと。（

附則第五条関係）